

	看護職員配置加算 12対1加算1 16対1加算1	夜間看護体制 加算 急性期看護補助体制加 算の注の加算	夜間看護体制 加算 ①看護補助加算の注の加算 ②障害者施設等入院基本料 の注の加算	看護職員夜間配置 加算 精神科救急入院料、精 神科と 救急・合併症入院料の 注の加算
主な施設基準	4項目以上	3項目以上	4項目以上	2項目以上
ア 夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が11時間以上	○	○	○	○
イ 3交代制勤務又は変則3交代制勤務の病棟は、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務開始時刻が直近の勤務の開始時刻の概ね24時間後以降となる勤務編成	○	○	○	○
ウ 夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続夜勤回数2回以下	○	○	○	○
エ 夜勤後の暦日の休日確保 new	◎	○	◎	◎
オ 夜勤帯の患者ニーズに対応した柔軟な勤務体制の工夫 new	◎	○	◎	◎
カ 夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムの構築、かつ、部署間での業務標準化、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用	○	○	○	○
キ 当該加算の看護補助業務に従事する看護補助者の業務のうち5割以上が療養生活上の世話			○	
ク 看護補助者の夜間配置（夜間30・50・100対1急性期看護補助体制加算の届出が該当）	○			
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率が5割以上	○	○	○	
コ 院内保育所の設置。夜勤従事者の利用実績（4時間以上） ただし、利用者がいない日は開所を求めない。少なくとも月1人の利用実績で可 見直し	○	○	○	○
サ ICT、AI、IoT等（リスクアセスメント、ウェアラブルセンサ等を用いたバイタルサインの自動入力等）の活用により看護要員の業務負担軽減。ナースコール、心電図又はSpO2モニター、電子カルテはNG	◎	○	◎	◎